

## 第 8 2 号議案

品川区立児童センター条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和元年 9 月 1 9 日

品川区長 濱 野 健

品川区立児童センター条例の一部を改正する条例

品川区立児童センター条例（昭和 4 1 年品川区条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 3 号中「、推進」を「および推進」に改める。

第 6 条中「き損」を「毀損」に改める。

別表品川区立東大井児童センターの項中「品川区東大井一丁目 2 2 番 1 6 号」を「品川区東大井三丁目 4 番 4 号」に改める。

付 則

この条例は、令和 2 年 9 月 1 日から施行する。ただし、第 3 条第 3 号および第 6 条の改正規定は、公布の日から施行する。

（説明）東大井児童センターの所在地を変更する必要がある。